

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、長期化する燃油や物価の上昇など、現下の厳しい状況を乗り切るため、養殖業用資材価格の高騰により、経営継続が困難となっている零細な漁業者が購入する養殖業用資材の経費の一部について、割引販売を実施する県内の漁業協同組合又はその支所に対し、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、零細な漁業者の経営の安定化を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 事業実施主体

補助金の交付対象となる事業実施主体は、県内の漁業協同組合又はその支所とする。

(2) 価格上昇率

価格上昇率は、県において調査した令和4年4月と令和5年4月の補助対象資材別販売価格を基に算出した率とする。

(3) 割引販売

本事業は、事業実施主体が資材の更新を行う漁業者に対し、補助金額を割り引いた金額により、販売した場合を対象とすることとし、当該販売方法を割引販売という。

(補助対象経費等)

第3条 採択要件、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額、補助対象資材、価格上昇率及び価格上昇分については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、

適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、以下に示す、重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費及び県補助金額の変更
- (2) 補助事業を利用する漁業者及び補助対象資材の変更
- (3) 事業実施主体の変更

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の12月31日までの事業遂行状況を翌月の15日までに、遂行状況報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和6年3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書(様式第7号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助事業者が、事業の対象となった養殖業用資材の販売契約を解約したときは、第5条の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、事業実施主体の合併等により、当該法人が同様の条件で引き継ぐ等やむを得ない場合を除く。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 第14条及び第15条の規定は、令和6年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

| 採択要件 | 補助対象経費 | 補助金額 | 補助対象資材及び価格上昇率 | 価格上昇分 |
|---|---|--|--|--|
| <p>耐用年数を超えて使用している養殖業用資材の更新であること。</p> <p>販売対象は、常時雇用する従業員数が3人以下の漁業者であること。</p> <p>漁業協同組合又はその支所を通じて購入する養殖業用資材であること。</p> | <p>価格上昇した養殖業用資材の購入に係る漁業者の負担軽減を目的に、割引販売することに要した経費</p> <p>ただし、販売対象漁業者が所有する既存の対象資材の撤去にかかる経費及び消費税は補助対象としない。</p> | <p>別途定める価格上昇率を用いて算出した価格上昇分の2分の1相当額</p> | <p>1 養殖筏（上枠） 20%</p> <p>2 金網生簀 16%</p> <p>3 真珠ネット 15%</p> <p>4 海苔網 19%</p> <p>ただし、交付決定の日から令和6年1月31日までの期間に納品された資材に限る。</p> | <p>漁業者に販売する時点の割引前の販売価格（税抜）に、100%と価格上昇率の和で除して得た額に、価格上昇率を乗じたものを価格上昇分とする。</p> |

※1円未満の端数は、漁業者ごと、補助対象資材別に切り捨てること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第4条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業を次のとおり実施したいので、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業経費

| 区 分 | 事業費 (A+B) 円 | 補助事業に要する (又は要した)経費 円 | 負 担 区 分 | |
|-------|-------------------|----------------------------|------------------|-----------------|
| | | | 県補助金 (A) 円 | その他 (B) 円 |
| 事 業 費 | | | | |

(2) 事業計画（又は実績）

| 販 売 資 材 | 数 量 | 事 業 期 間 | | 補助事業を活用 する漁業者数 |
|---------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 開始 (予定) 年月日 | 完了 (予定) 年月日 | |
| | | | | |

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

4 収支予算（又は精算）

収入の部

| 区 分 | 予算額 (又は精算額) | ※精算時のみ記入 (本年度予算額) | 比 較 | | 備 考 |
|---------|----------------|----------------------|-----|---|-----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県 補 助 金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| そ の 他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

5 養殖業用資材の販売明細書（販売資材別に記載すること）

| 販 売 資 材 | 数 量 | 割引前の 販売金額 | 県補助金 | 割引販売金額 | 備 考 |
|---------|-----|--------------|------|--------|-----|
| | | 円 | 円 | | |

6 添付書類

- (1) 補助事業を活用する漁業者名簿（販売資材ごとに、氏名又は社名、更新する資材の使用年数、数量、割引前の販売価格、県補助金、割引販売金額及び常時雇用する従業員数を記載すること。）
- (2) 販売する資材の仕様書、見積書及びカタログなど
- (3) 納品がわかる資材の写真（実績報告のみ）
- (4) 納品書、請求書、入金伝票等の写し（実績報告のみ）
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- (注)
- 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とする。
 - 2 変更事業ごとに変更前を朱書きで上段に記載する。
 - 3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第3号（第7条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業を中止（廃止）したいので、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業について、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおりその遂行状況を報告します。

記

(12月末日現在)

| 販売 資材 | 計 画 | | 出来高 | | 進捗率 (B/A) | 残 高 | |
|----------|-----|------------|-----|------------|--------------|-----|--------------|
| | 数量 | 事業費 (A) | 数量 | 事業費 (B) | | 数量 | 事業費 (A-B) |
| | | 円 | | 円 | % | | 円 |

- (注) 1 販売資材別に記載すること。
2 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第5号（第9条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業の実績について、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- （注）
- 1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。
 - 2 事業ごとに計画（変更があった場合は最終変更計画）を朱書きで上段に記載する。
 - 3 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第6号（第9条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業について、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|----|
| 1 補助金交付要綱第9条に基づく実績報告額 | 金 | 円也 |
| 2 補助金の実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円也 |

（注） 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者的上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第7号（第11条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金精算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事 （氏名） 様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業について、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

| | | | |
|----|---------|---|----|
| 一金 | 円也 | | |
| 内訳 | 交付決定通知額 | 金 | 円也 |
| | 概算払受領済額 | 金 | 円也 |
| | 今回請求額 | 金 | 円也 |

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第8号（第13条関係）

令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

愛媛県知事（氏名）様

所在地
事業実施主体名
職 氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 水産第 号で、補助金交付決定の通知があった令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業について、令和5年度愛媛県養殖業用資材購入支援事業費補助金交付要綱第13条第2項により、 円を請求します。

記

請求金額 円

1 概算払を必要とする理由

2 概算払請求額の根拠

| 販 売材 資 材 | 補助事業 に要する 経 費 | 県補助金 (A) | 既受領額 (B) | | 今回請求額 (C) | | 残 額 (A-B-C) | | 事業完了予定 年月日 | 備考 |
|-------------|---------------------|-------------|-------------|-----|--------------|-----|----------------|-----|---------------|----|
| | | | 金額 | 出来高 | 金額 | 出来高 | 金額 | 出来高 | | |
| | 円 | 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | | |

(注) 本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。